

蕪崎市告示第11号

蕪崎市市民記者制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、蕪崎市（以下「市」という。）の広報事業に関する活動の充実及び市民参加による地域活性化の推進を図るため、広報にらさき、市ホームページ、市公式SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の広報媒体（第9条及び第11条において「広報媒体」という。）に写真及び紹介文章等（以下「記事等」という。）を提供する蕪崎市市民記者制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(活動の内容)

第2条 蕪崎市市民記者（以下「市民記者」という。）は、市内のイベント、地域の話題等取材し、及び写真撮影することにより作成した記事等を市に提供するものとする。この場合において、取材等の活動に係る費用は市民記者本人の負担とする。

(対象者)

第3条 市民記者として活動することのできる者は、市の魅力及び情報を市内外に発信する意欲があり、写真撮影に係る機材等を自ら用意できる個人又は団体とする。

(市民記者の登録申請)

第4条 市民記者として活動しようとする者は、蕪崎市市民記者登録申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、申請者が未成年者であるときは、当該未成年者の親権者の同意を要するものとする。

(登録の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、市民記者の登録を決定し、蕪崎市市民記者登録決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 市民記者の登録期間は、前項の規定により登録を決定した日からその日の属する年度の末日までとする。

(記事等の提出)

第6条 前条第1項の規定により登録の決定を受けた市民記者（以下「登録記者」という。）は、蕪崎市市民記者取材記事（第3号様式）により記事等を作成し、写真の電子データと共に提出するものとする。

(著作権の帰属)

第7条 前条の規定により提出された記事等の著作権は、市に帰属し、提出された記事等は返却しないものとする。

(遵守事項)

第8条 登録記者は、次に掲げる事項を遵守し、取材活動を行うものとする。

- (1) イベントの進行を阻害するなど相手方に迷惑をかけることのないよう配慮すること。
- (2) 記事等の作成に当たっては、肖像権、著作権等に配慮すること。
- (3) 自己の利益のために市民記者の立場を濫用しないこと。
- (4) その他取材に当たって、公序良俗に反した行為を行わないこと。

(記事等の掲載)

第9条 市長は、第6条の規定により記事等の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めるものを広報媒体に掲載するものとする。この場合において、掲載する広報媒体の種類、掲載期間等については、市長が決定する。

2 市長は、複数の記事等の提出があった場合において、掲載範囲の制限等により前項に規定する記事等を全て広報媒体に掲載できないときは、記事等の内容を次に掲げる事項により総合的に判断して、掲載する記事等を決定するものとする。

- (1) 市民や市民団体の取組に係る内容であること。
- (2) 多くの市民が関係する話題であること。
- (3) より多くの読者が親しめるよう表現されていること。
- (4) 特定の市民、団体等に利益が偏っていないこと。

(記事等の編集)

第10条 市長は、前条の規定により記事等を掲載するに当たって、記事等に用いられている文言等について必要な編集を行うことができる。

(謝礼)

第11条 市長は、第9条の規定により広報媒体に掲載した記事等について、当該記事等を作成した登録記者に対し、予算の範囲内で謝礼する。

(登録の取消し)

第12条 市長は、登録記者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録記者の登録を取り消すものとする。

- (1) 登録記者から登録の抹消の申出があったとき。
- (2) 第8条各号に掲げる事項を遵守しなかったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、蕪崎市市民記者登録取消通知書(第4号様式)により当該登録記者に通知するものとする。

(免責)

第10条 市長は、市民記者の活動中に発生した機材の破損、故障等については、これを補償しないものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日施行する。